「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(6時間教育)」 実施要領

建設業労働災害防止協会 宮城県支部 〒980-0824

仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館 5F

TEL:022-224-1797

FAX:022-265-5604

建設従事者教育(通称6時間教育)は、不安全行動等の防止を目的として、専門機関である建設業労働災害防止協会が、事業者に代わって安全衛生教育を実施するものです。

建災防が策定した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づく、実技体験の科目に力を入れたカリキュラムになっており、行政機関等が 実施を推奨、さらに国交省等発注機関がこの実施を工事成績として評価しております。

不安全行動は作業の慣れなどからも発生しますので、作業員の方々の理解の状況に応じて、本教育を定期的に繰り返し実施することをお勧めします。

(詳細は建災防本部のホームページでもご覧いただけます。)

1. 内容(施工現場に作業等に合わせて、具体的実施事項や実技内容をカスタマイズ可能です。)

①労働安全衛生関係法令 ②安全施工サイクルの実施方法等 ③現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 ④労働災害の事例及びその対策、作業行動による労働災害防止対策⑤実技訓練(現場でできる実技体験訓練)

計360分

2. 実施単位

講習単位は、工事現場単位で、現場事務所等へ講師が出張いたします。受講人数は、原則といして18名からで、複数の現場で合同実施することも可能です。なお、受講生は、実技等あるため、最大50名とさせていただきます。

3、料金 (消費税込み)

基本受講料 35 名まで 人数×(6,200円+テキスト代) 36 名より 追加人数×テキスト代を上記に加算 ・ 最低額は 18 名様分とします。

遠隔地で、宿泊を必要とする場合には、別途旅費をご負担願います。

4、お申込

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」実施依頼書(申込番号31番)にて、できるだけ1か月前にお申し込みください。

5、修了証の発行等

受講後は、受講者各自に修了証を発行し、合わせて、現場単位に実施結果報告書をお渡ししております。